消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の確実な周知を求める意見書

適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」)は、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段として2023(令和5)年10月1日から導入されます。これに先立ち、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

本年6月から7月にかけて行われた日本商工会議所の実態調査によると、約6割の事業者がインボイス制度の導入に向けて「特段の準備を行っていない」と回答しています。特に、売上高1千万円以下の事業者では7割超と、小規模な事業者ほど準備が進んでいません。この状況を鑑みると、制度導入後、特に小規模事業者の事業への影響が懸念されます。

よって、本市議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請します。

記

1 国として制度導入までに全ての事業者に対し、インボイス制度の確実な周知を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

長野県飯田市議会議長 井坪 隆

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣